

四日市市告示第14号

四日市市重度障害者等就労支援特別事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年1月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱（令和2年四日市市告示第568号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (有効期間) 第6条 重度障害者等就労支援特別事業の利用決定の有効期間は、前条第2項による利用決定日から当該日 <u>以後の最初の6月30日まで</u> とする。 2 (略) | (有効期間) 第6条 重度障害者等就労支援特別事業の利用決定の有効期間は、前条第2項による利用決定日から当該日 <u>の属する年度の末日まで</u> とする。 2 (略) |

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。